

上野原市告示第 7 2 号

上野原市未熟児養育医療給付事務取扱要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 5 月 2 6 日

上野原市長 村上 信行

上野原市未熟児養育医療給付事務取扱要綱の一部を改正する告示
上野原市未熟児養育医療給付事務取扱要綱（平成 2 5 年上野原市告示
第 5 1 号）の一部を次のように改正する。

別表備考中「、第 5 条の 4 第 6 項」を削り、「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」を「第 5 条の 4 第 5 項」に改める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。